

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.13
発行日：2014.5.10



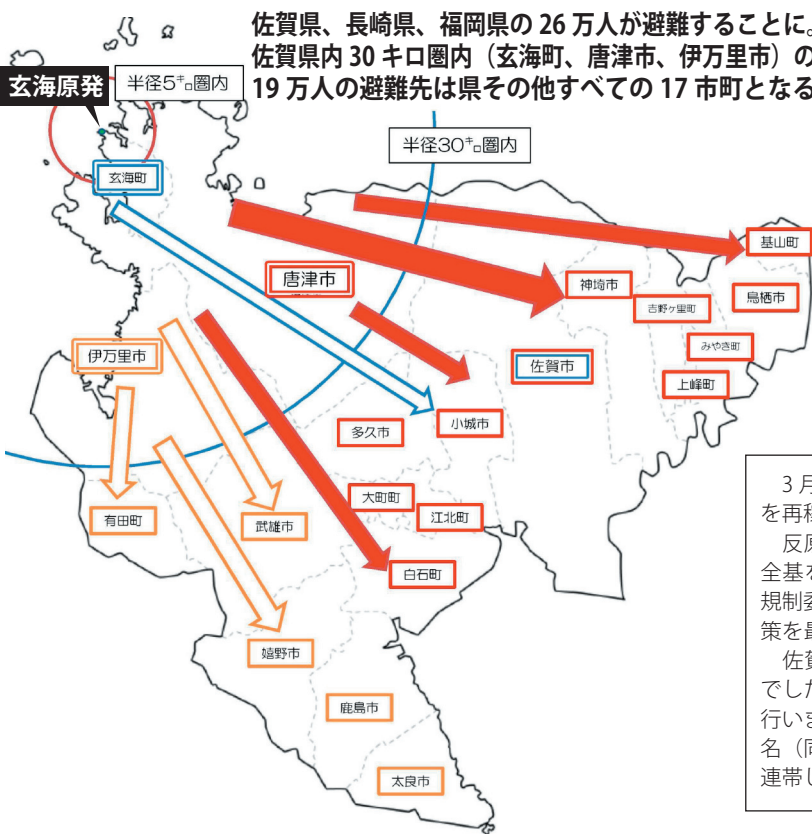
発行者：玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
編集者：玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14
TEL：0952-37-9212 FAX：0952-37-9213

E-mail：saiban.jimukyoku@gmail.com
U R L：http://saga-genkai.jimdo.com/
Facebook：http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
Twitter：@sagakarakaeru

**ただいま
進行中!**

被告：九州電力	玄海原発 3号機プルサーマル運転差止裁判
被告：国	玄海 2・3号機再稼働差止仮処分 玄海 1～4号機運転差止裁判
	玄海 3・4号機運転停止命令義務付請求裁判

事故大前提の再稼働にNO!避難計画は被ばく計画! 命とふるさとを奪う原発は、いりません!



佐賀県、長崎県、福岡県の 26 万人が避難することに。
佐賀県内 30 キロ圏内 (玄海町、唐津市、伊万里市) の
19 万人の避難先は県内他すべての 17 市町となる



3月13日 佐賀玉屋前で抗議宣伝
3月16日 鹿児島集会でアピール→

川内原発「優先審査」決定抗議! 火山リスクを無視するな!

3月13日、原子力規制委員会は九州電力・川内原発を再稼働「優先審査」と決定しました。
反原発・かごしまネット、玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会ら6団体は、当日朝、規制委員会に対して『優先審査をやめろ! 汚染水対策を最優先せよ!』と連名で緊急要望書を出しました。
佐賀では、玄海 MOX 裁判第3回「弁論準備」の日でしたが、終了後、ただちに佐賀玉屋前で抗議宣伝を行いました。川内原発再稼働阻止の緊急行動、緊急署名(同封)が呼びかけられています。鹿児島との仲間と連帯して、再稼働を阻止しよう!

特集・玄海原発事故時の避難計画

避難先はぎゅうぎゅう詰め 避難計画は机上の空論、数合わせ! 市町村レベルでは具体的に何も決まっていない! 再稼働などありえません!

「人口 10000 人の町に 8000 人が避難してくる?...知りませんでした。数百人と思ってた。物理的に無理ですよ。認識が浅くてすみません」「スクリーニング?...詳しく分かりません」「福祉施設入所者の受け入れ?...特に話は来ていません」「うちは避難受け入れ場所の確保だけで、あとは何も分かりません」「人の振り分けを佐賀県がただけなので...」「自分とこの町民の避難?...考えないこともないが、どうしたらいいのか、私の頭では整理できないことばかりです」
〈佐賀県内の市町の「原子力防災担当者」の生の声〉

玄海原発で大事故が起きたら、放射能から逃れるために、とにかく逃げるしかありません。
「避難計画」では玄海原発から 30 キロ圏内の佐賀県 19 万人、長崎県 51000 人、福岡県 15000 人の合計約 26 万人がいっせいに避難することになります。佐

賀県の 30 キロ圏内に住む玄海町、唐津市、伊万里市の 19 万人は、県内の他のすべての 17 市町に避難を受け入れてもらうことになっています。
私達は避難先、避難元すべての市町を訪ね、受け入れ体制はできていますか?安全な避難などできます

か？避難計画は現実的に可能ですか？と質問をしました。市町の担当者からは聞く話はほとんど上記のようなものばかりでした。

古川康・佐賀県知事が「(避難計画は)ワークするだろう。できていないということではない」(4月1日、定例記者会見)と言っているのはまったくデタラメで、「避難計画」が単なる机上の数合わせに過ぎないことが具体的に明らかになってきました。

避難計画の“バカバカしさ”“無内容”さを具体的に

明らかにし、「避難計画=被曝計画」と声を上げ、再稼働を阻止しましょう！

現在、福岡県糸島市からの避難先となる福岡県内16市町へも同様の質問を出しています。

今後、市町からの文書回答の際に、再度の話し合いの場を求め、佐賀県、福岡県、長崎県などにも質問・要請を出していく予定です。

〈続きは7ページへ〉

4月18日公判報告

裁判の会副代表 荒川 謙一 裁判の会副事務局長 永野 浩二

4月18日(金)、「玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会」が訴えている4つの裁判の口頭弁論などが佐賀地裁で行われました。

開廷前、いつもよりも早めに大阪から佐賀に到着された冠木弁護士らも門前のアピール行動に加わっていただきました。

裁判を支える会会長の澤山保太郎さんは、この日も高知県東洋町から駆けつけ、裁判勝利と支援を力強く訴えていただきました。

原告団・弁護団は一斉に入廷、前回1月24日の行政訴訟第1回口頭弁論の時と同じく傍聴席は埋まりました。

●行政訴訟第2回口頭弁論

“裁判官は普遍的な価値を見失わない神のような視点を持つ意思を！”

昨年11月13日、原発政策の本丸、国・原子力規制委員会に対して、全国384名の原告仲間とともに、玄海原発の運転停止命令を出せと提訴しました。

訴えのポイントは主に2つ。「放射能汚染水の根源である放射性物質の放出を防ぐ措置がまったく不十分であること」「基準地震動の設定が二重基準によって過小評価されていること」。

被告・国は、1月10日付の答弁書で「原告の請求を棄却することを求める」とだけ回答してきていましたが、今回、訴状に対する認否書を出してきました。

その中で、国は「福島原発事故の汚染水問題は、玄海のこの訴訟との関連性がわからないので、認否の必要性がない」と答えてきたのです。

冠木弁護士は――

「これはどういうことか！原子力規制委員会は組織理念の前文で“福島事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために設置された。原子力にかかわる者はすべからず高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。”と誓いの言葉を述べているが、その誓いはどうしたのだ！汚染水問題は教訓どころか、まだ進行中。それを、担当の規制庁が「関係ない」とはどういうことか。放射能拡散防止するための措置をとらない、無責任な態度をとるなら、そもそも審査する資格がない！」と、法廷で喝破しました。

今回の口頭弁論では、裁判官が主人公のマンガ『家裁の人』原作者、毛利甚八さんに意見陳述していただきました。

20年以上、裁判所の物語を書いている毛利さんですが、原告になったのは初めてで、被告が座る位置での陳述に緊張されていたようです。

毛利さんは「玄海町史」「玄海町議会議事録」などの調査や、玄海原発賛成・反対“当事者”らへのインタビューを基に『九州独立計画』を書かれましたが、その中身を凝縮して陳述されました。そして、最後に



↑ 4月18日 佐賀地方裁判所入廷 中央は毛利甚八さん

No.13 CONTENTS

■特集・玄海原発事故時の避難計画	……1
■公判報告	荒川謙一・永野浩二……2
■意見陳述	毛利甚八……4
■特集・玄海原発事故時の避難計画	……7
■法廷外の活動報告	永野浩二……11

■小山英之さん 紹介	……12
■小山さんとの出会い	石丸初美……13
■要請書・抗議文など	……14
■お知らせ、編集後記	……16

「裁判官は普遍的な価値を見失わない神のような視点を持つ意思を！」と訴えました。

裁判官3人はまっすぐに聞いているようでしたが、陳述が終わると、「では、次の期日ですが」と、何事もなかったかのように、淡々と事務的な話で切り出しました。

今、MOX裁判では、自身の判断でしっかり判決を出そうとしている姿勢が感じられるこの裁判官達が、心の中のざわめきをきっと押し殺して、聞いてくれたのではないかなと勝手に推測します。

裁判所、裁判官のことを誰よりもよく知っている毛利さんが、原告として、私達の仲間として陳述に立っていただいたこと、大変心強く感じました。

次の期日は5か月も後の9月になってしまいました。

● MOX 燃料を使うな！～玄海プルサーマル裁判証人尋問と最終弁論に向かうための争点整理準備会合：平成22年（ワ）第591号「玄海原発3号機MOX燃料使用差止請求事件」（原告：石丸ハツミ、外129名、被告：九州電力）

昨年11月13日、明けて2014年1月24日、3月13日と通算3回、時間にして10時間の「MOX燃料差止訴訟に関する裁判所から原告・被告への争点確認の質疑会合」が非公開で行われました。この会合は、裁判官の質問状に対して原告・被告双方が回答プレゼンを行い、「裁判官と原告」および「裁判官と被告」が質疑応答を繰り返すものでした。基本的には、原告と被告が意見交換や反論はできないことになっていましたが、両者の直接的やりとりが起ってしまう場面も何度かありました。

28ページに及ぶ資料「原子燃料の安全性について」を配布し、スクリーンに投影しながら説明しました。しかし、ほとんど企業用パンフレットを読み上げていく程度のもので、「MOX燃料」は安全に作ってあるので、原告が言うような《ギャップ再開⇒メルトダウン⇒蒸気爆発（圧力容器破壊）⇒被覆管及び燃料溶融⇒水素爆発（格納容器破壊）⇒メルトスルー⇒放射能大量放出》は絶対ありえないと言い、何度も「最初から燃料は事故を起こさないように設計し製造している、国の厳しい審査をくぐり抜けてきたから証明もされている、この安全性は信じてもらおうしかない」と、ただ叫んだだけでした。これまで我々原告から、「その設計と製造と審査（自主検査も含め）の内容を明らかにすべき、証明しなさい！」と再三再四要請されてきたにもかかわらず、相変わらずの回答姿勢が最後まで変わることがなかったのです。裁判官3名もその矛盾がお分かりにならないはずはないと思いました。彼らの表情や態度は平然としたものでなかなか掴めませんが、裁判所の原告・被告への質問などの要点は以下の通りです。

1) ギャップ再開が起こると、燃料が溶融し蒸気爆発する危険がある、また燃料が大量に溶けると原子炉容器が破壊、燃料被覆管も溶けて格納容器も水素爆発破

壊となる、この過程を説明せよ。(双方に)

2) 設置変更許可申請書および輸入燃料体検査申請書において行った燃料棒内圧評価と出力履歴について説明せよ。(被告に)

3) 燃料集合体が溶ければ、原子炉容器が破壊される機械エネルギーが生まれるという原告、対して歪エネルギーの値を超えても変形が進むだけで、原子炉容器が破損するわけではないという被告。それぞれ説明せよ。(双方に)

4) MOX燃料の設計製造の安全性について確認十分されているので、ギャップ再開は起こらないというのか？(被告に)

5) 使用済み燃料ピットの安全性から、燃料落下や臨界の保全を説明せよ。(被告に)

6) 「MOXは使用してはならない」という裁判の中で、使用済み燃料の処分方法・廃棄方法が無いことがどういう位置付けになるのか？説明を。(原告に)

被告から交代して、原告側は裁判補佐人の小山英之さんが、終始説明しました。そのプレゼンは、言葉を分かりやすく挟みながら、裁判官が本当に訊きたい箇所とその質問の意味を十分に理解しつつ、その作成資料から要点を引き出し回答されていました。被告の自分勝手なプレゼンとは全く違って、3回の会合を通じて、決してひいき目ではなく、解りやすさと丁寧さで輝いていました。「事実を究明したい」「事実を知りたい」「立証したい」と願う私たちの姿勢を十分に表して伝えていただいたのです。

両者の説明が終わってから、それらを対比させながら裁判官の再質問！ここが両者のプレゼンを聴いてどう思ったのかをうかがい知る一番大切なところで、穏やかながら多くの疑問点は被告に向いていたように感じました。

これらをまとめると、次のこの一点につきます⇒⇔⇒【MOXとウランは、本当に同じ挙動するのか？】<原告は「両者には違いがあるのでギャップ再開という危険があるし、炉心溶融事故が起こりうる」と言い、対して被告は「同等であるから、ウランのデータで十分だし、事故に繋がるギャップ再開は起きない」と主張している>

被告は、安全に設計され製造されたという玄海3号MOX燃料の実測データは、存在しないと悪びれもせず答え、MOXとウランは同等を前提にした適切なる予測のFINEコードによって検証しているという。裁判官の一人は、そのFINEコードの適切性にも触れ「MOXとウランの挙動が同じでなければ、その計算は全く変わる」ことを確認しました。

また、内圧評価値のデータ問題については、本来なら輸入燃料体検査申請書で評価された内圧挙動を用いてギャップ再開を論じるべきところ、その内圧挙動グラフは完全白紙にされ秘密のため、原告はやむなく、設置変更許可申請書のグラフを使い指摘した、ところが被告はそのことを「的外れ」と批判してきました。

裁判官は、被告がそのように言うのであれば「輸入燃料体検査申請書の内圧グラフを公開できませんか？」と尋ねました。「それは企業秘密です」と答えた被告でしたが、持ち帰り検討の結果、最近の4月18日追加会合（証人尋問準備のための）において、ついに観念したのか裁判所の証拠要請に応じて「輸入燃料体検査申請の際に評価した燃料棒内圧の燃焼度変化」を提出してきました。

これをもとにMOX径膨張速度と内圧による径膨張速度を導けば、これまで原告が主張してきた危険、ギャップ再開が起こる時期が運転末期の12.5日前からさらに40日前に早めてしまう計算結果となったのです。被告が隠す証拠データを明らかにすればするほど、原告が指摘する原発の危険性がデータとして現れ、市民の生命と安全の確保を訴えたこの裁判の正当性を裏付けるものになっていくということです。

しかし、まだまだ被告九電はデータを隠し言い逃れを続けています。私たちの求釈明にまともに答えず、三菱重工の企業秘密に関する回答事項をスルーしていた件を原告弁護団は18日の協議の中でも指摘しました。

さて、次の5月30日（非公開）は、争点の最終整理に付加すべき意見があれば提出、7月18日公判での証人を最終決定申告します。そして7月18日の第12回公判は、証人尋問という最高の舞台を迎えることになり、10:00～16:00までの5時間をかけて法廷で原告と被告の直接対決の場が展開されるのです。持ち時間は、各2時間30分（主尋問は各30分、反対尋問各120分）で闘います。

そして、2010年8月9日に提訴し始まった本裁判は、順調に進めば9月19日最終弁論で審理終了にな

る予定です。判決は12月か、年明けて早々になるでしょうか？皆様、勝利の日まで、今後のご支援ご協力なにとぞよろしくお願い致します。

●裁判のこれから

4月18日は九州電力を被告とする玄海「全基運転停止」裁判の第8回公判、玄海2・3号機「仮処分」の第12回審尋もありました。

1号機の脆性破壊の問題は井野博満・東大名誉教授が警告を出してきたように西日本を壊滅させかねない大問題ですが、現在、専門家に意見を依頼しており、証人として専門家が呼ばれることもありえます。2号機では配管損傷の問題を取り上げ、検査体制の不備を指摘していますが、私達は新基準でどう対応するのか被告に説明を求めています。3.4号機については行政訴訟でも指摘したのと同じ内容が、こちらの裁判でも連動してくることになります。

玄海原発1-4号機すべてに具体的危険性があることを、私達はしっかりと訴えていきます。

今後の裁判日程は4つの裁判を抱え、複雑になってきましたが、16ページ記載の通りです。

現在、国・規制委員会が川内原発の再稼働“優先審査”を強行する中、状況が刻々と変わってくるでしょうが、政府交渉や自治体まわりなど運動と連動させながら、玄海原発再稼働阻止のために裁判闘争もきっちり闘っていきたいと思います。

なお、5月30日に開催する活動報告会では「裁判の現状と今後の展望」を弁護団から、「MOX争点についての解説」（記者と原告・支援者等対象）を小山さんからお話いただきます。ぜひご参加ください。

意見陳述

玄海原発3・4号機運転停止請求事件（被告：国） 第2回公判における毛利甚八さんの意見陳述

佐賀地方裁判所におかれましては、本日、この法廷に置いて意見陳述を行う機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

私は現在、大分県に在住する毛利甚八と申します。職業は著述業です。一九八二年から32年間に亘り、毛利甚八という筆名で、ルポルタージュ、インタビュー、漫画原作などの仕事をしてまいりました。フリーの原稿書きとして、いくつかの出版社から様々な依頼を受けて生活をしてきたのですが、主に環境問題、中央と地方の格差の問題、少年非行と更生の問題などを取材し、雑誌の記事や書籍の形で作品を発表して参りました。

また私の生家は玄海原子力発電所から約35kmの距離にある長崎県佐世保市にあり、現在、肉親が暮らしております。玄海原子力発電所の稼働の是非について、原発事故のリスクに関わる当事者の一人として、この裁判の原告に加わるべきと考えました。

二〇一一年三月十一日の東日本大震災がきっかけと

なって起こった福島第一原発のメルトダウン事故まで、私は消極的な原発反対論者に過ぎませんでした。電気のためにわざわざ危険な原子力を利用する必要があるのだろうか？そんな疑問は持っておりましたが、直接的な反対運動に参加したことはありません。

理由の一つは、原子力が危険であるという判断をするための情報が不足していたことでした。原子力発電所で破滅的な事故が起こる可能性について、自分自身の中で確信が持てない。そして、起こってもいない原子力災害の危険を言い募って、わざわざ社会に波風を立てる勇氣はありませんでした。

理由の二つ目は、原子力発電にかかわる理系の技術者や科学者に対する漠然とした信頼感です。あのような巨大な科学技術を扱うエリートの人々は、自分とは桁違いの能力を持っているのだろうという思いを持っておりました。

以上のような理由づけをして、私は、原子力発電所の問題をそれとなく避けて暮らす、ごく平凡な、日和

見主義者として生きていたのです。

ところが福島第一原発のメルトダウン事故をめぐる一連の政治家、東京電力幹部、科学者の言動を、報道を通じて知れば知るほどに、地位の高い人、賢いはずの人たちが原子力災害の対応について、具体的手順についても哲学的判断についてもまったく準備していなかったことが明らかになりました。

私は自分の故郷のそばにある玄海原子力発電所について、自分なりの理解をするべきだと考えました。そこで二〇一一年一〇月中旬から二〇一二年十二月までの約一年間、玄海町や唐津市、佐賀市にでかけ、図書館などで玄海町史、玄海町議会議事録、佐賀県の統計年報を調査しました。また、原発誘致時の町議会議員や反対運動をした人たち、岸本玄海町町長などにインタビューを試みました。そして二〇一三年四月に『九州独立計画 副題 玄海原発と九州のしあわせ』を講談社から出版しました。

この取材の結果、私は次のようなことを知りました。

- (1) 原発受け入れの背景
 - (2) 町（行政）と九電（民間企業）の立場の混濁。
 - (3) 原子力発電所で玄海町が得たもの
- 【※ここでは省略。全文はホームページに掲載
→ <http://saga-genkai.jimdo.com/> 意見陳述書 / 紙版をご希望の方には送付いたしますので連絡ください】

(4) 原子力発電のメリットとリスク

これまで見てきたように、原発を受け入れてきたことで立地自治体が財政的メリットを享受してきたことは確かです。しかし、これまでの原子力政策は「絶対安全だ」という安全神話に基づいて行われてきたものでした。福島第一原発の事故を見ればわかるように、原発の過酷事故は立地自治体をはるかに飛び越え広範囲の国土に放射性物質による災厄を引き起こします。

とすれば、原子力発電所の稼働によって立地自治体に大きなメリットがあるから稼働もやむなし、という理屈を周辺地域の国民が容認することは不可能になったと言えるでしょう。

東日本大震災が起こる前の二〇〇九年度、九州電力は佐賀県で240億5500万kwhの電力を生産しています。このうち98.9%が原子力発電によるものです。佐賀県で生産された電力を、同年度の九州電力の販売電力量の合計に当てはめると28.8%に当たります。二〇一〇年三月決算時の九州電力の売上げは1兆3875億円。この売上げの28.8%はおおよそ4000億円です。4000億円の売上げが見込める原子力発電所を九州電力が稼働させたいのは、ビジネスの観点からすればもっともなことと思われまます。

しかし、ひとたび過酷事故が起きた時、九州電力が4000億円の売上げと原子力発電所の施設を失うだけで済むのでしょうか？

福島では原発事故で16万人が避難生活を送ったと



陳述する毛利さん（スケッチ 大江登美子）

され、今も13万人の福島県民が故郷に帰ることができないと言われていています。福島第一原発周辺の稲作、酪農、漁業などの第一次産業が壊滅的なダメージを受けたのは日本国民の誰もが知るところです。

玄海原子力発電所の周囲にある長崎、佐賀、福岡の第一次産業を例に具体的に考えてみます。2009年の農業産出額で見ると長崎1376億円、佐賀1274億円、福岡2098億円。同年の漁業生産額は長崎1026億円、佐賀280億円、福岡340億円。

九州北部三県の農業・漁業の合計生産額は約6394億円です。

4000億円の売上げのために稼働する玄海原子力発電所は、これらの産業に大きな損害を与える可能性があるのです。

原子力発電のように、たった一回の事故で広範囲の環境を破壊し、住民の生活と生業に致命的な打撃を与える産業は他にありません。一企業の失敗が、国土と国民生活を崩壊させる危険を内包しているのです。その責任は重大です。

(5) 国の責任

福島第一原発の過酷事故で露呈した国と電力会社の危機管理能力の欠如は、福島原発の事故から三年が過ぎた今、抜本的に改善されているのでしょうか？

NHK福岡の報道によると、二〇一三年八月十五日に行われた原子力規制委員会と九州電力の第九回安全審査会において、九州電力は驚くべき事故対応のシナリオを提出しました。電源喪失によって原子炉を冷やす冷却水の循環が止まり、冷却水のパイプが破断してメルトダウンが避けられなくなった時、九州電力は原子炉の冷却を諦めるというのです。九州電力の担当

者の言葉を引用すれば、「大破断 LOCA で、ECCS 注入失敗で、格納容器にスプレー注入失敗と。この三つを重ねた事象が厳しいと判断いたしました」、この時、原子炉容器の底に落ちた燃料を冷やすことはあきらめ、原子炉容器の底を突き破って落ちる燃料を、格納容器に貯めた水で受け止め、冷やすしかないというのです。

報道の中で原子力規制委員会が「炉心融解の時点で、原子炉には何も作業をしないのか」と度々尋ねても、九州電力は「することは無い」と答えています。

つまり、「メルトダウンが起こったらどうしようもないよ」ということのようにです。

これまで九州電力は、玄海エネルギーパークの原子力発電を啓蒙する展示において、原子力発電所は五重の壁によって守られ、事故は起こらないのだと主張してきました。ところが福島第一原子力発電所の事故によって、メルトダウンが起こりうることを否定できなくなりました。すると一転して、開き直りとしか思えない事故対応策を提示してきたのです。

もし玄海原発にある四つの原子炉のうち、ひとつが過酷事故を起こせば、放出される高い放射線量によって他の三つの原子炉のコントロールもできなくなる可能性があります。その時、福島以上の原子力災害が起こっても不思議ではないのです。

玄海原子力発電所の建設、プルサーマル稼働、再稼働に関して、過去に国と九州電力が住民に行ってきた説明は、福島第一原発の過酷事故でいったん無効になったと考えるべきではないでしょうか？なぜなら「事故は絶対に起きない」という事実と違う強弁に支えられた説明だったからです。

原子力発電所の再稼働を審査する国は、あらためて広範な周辺地域住民に過酷事故が起こった場合の損害について詳細な説明を行ったうえで、住民が選挙などで原発再稼働の是非に意志表明できる機会を与えるべきです。

また、これは元通産相官僚の古賀茂明氏の提案ですが、電力会社は福島第一原発事故の被害額をもとに賠償額を算定し、最悪の被害を即座に賠償できる原発事故の保険に加入しなければ原子力発電所を再稼働してはならないはずで

一企業の過失が、周辺住民の生活を奪うというビジネスが許されるはずがありません。

国は玄海原子力発電所の再稼働を許してはならない



4月18日 公判後 記者会見

と考えます。

(6) 裁判官のみなさまへのお願い

日本国憲法に謳われた「裁判官の独立」がある以上、過去の判例に裁判官が縛られてはならないことは明白であることを前提として申し上げます。

過去に多くの原子力発電所の建設や稼働をめぐる裁判がありました。その中で原子力発電所に反対する国民の言い分を認めた判決はわずか二例です。そうした流れの中で福島第一原発の事故が起きました。原発稼働を追認した数多くの判例は、裁判官が誰からも求められていない政治家的な発想のもと、自己保身という雑念に負けて垂れ流したものだ、と言えないでしょうか。その判決文にちりばめられた欺瞞が福島第一原発の事故によって照らされる時、裁判官のみなさんは過去の判例を、ずくずくと痛む古傷のようにふりかえらなければならないはずで

私は志賀原発二号機の運転差し止め判決を行った井戸謙一元裁判官にインタビューを行いました。井戸さんは「もし志賀二号機の判決がなかったら、今、司法は何と言われていたことでしょうかね。志賀二号機の差し止め判決があったから、司法は少しは市民の信頼をつなぎとめることができたかもしれませんね」と私に言われました。

私は過去に裁判官の物語を書いた経験があり、二〇人前後の裁判官・元裁判官の方たちと個人的におつきあいをしてまいりました。そうした経験をふまえ、裁判官とは何かをあらためて考えております。

やはり裁判官は普通の人間ではいけないのです。鍛え抜かれた人格を持ち、普遍的な価値を見失わない神のような視点を持つ意思が求められています。なぜなら、裁判官は判決によって日本国民の未来をつくる特別な仕事をしているからです。

この裁判が裁判官のみなさまの理性によって裁かれることを希望しております。

以上。



4月14日 佐賀市長に避難計画問題で質問・要請



同日、嬉野市長にも質問・要請

特集 避難計画

玄海原発避難計画は机上の空論、数合わせ！

永野 浩二

市町を1つ1つ訪ねてまわったことで、避難計画の抱える問題点が、より具体的に見えてきました。以下、避難受け入れ側からみた問題点（1～4）、全体を通じた問題点（5～7）を見ていきます。

1. ぎゅうぎゅう詰め過密避難

避難元の市町から、地区別の人数と避難先（学校や公民館など）の書かれた資料を入手し、それらを足し算し、住民基本台帳にある受け入れ市町の人口と比べてみました。

驚くことに「3割4割は当たり前」(!)、5割を超えるところもあり、太良町は人口9838人の町にその約8割にあたる7644人もの伊万里市民が避難してきます。先日訪問した時、担当職員もこの事実を知っておらず、「認識不足でした。すみません」と言っていました。古川知事は、佐賀県以外にお世話にならずに済むんだと、避難先を県内に無理やり入れ込んで作らせたのです。(9ページ参照)

また、「収容可能人口」は面積からはじき出したものと思われませんが、受入人口は平均95%にも及びます。佐賀市の鍋島公民館は収容可能人数の125%となっています。こんなぎゅうぎゅう詰めの中で、何ヶ月とも知れぬ避難生活を続けることができるでしょうか。県からの指示で、機械的な数合わせでつくったこんないい加減な計画で、住民を守るなど到底できません。

2. スクリーニング（汚染検査）の重要性

原子力災害では他の自然災害と違って、放射能拡散防止のためにスクリーニング（汚染検査）・除染の徹底が必要です。1人1人、車1台1台をすべて検査して、必要な除染をしなければ、避難者の命を守れませんし、いい加減にしていれば、より広い地域に放射能被害を拡大していくことになってしまいます。

スクリーニングの場所は、30キロ圏外を出たところで、県がつくることになっていますが、場所は未確定です。また各ルート1カ所だけで、どれだけの避難の車が殺到し、どれだけの時間がかかるのか、ほとんど検討されていません。さらに、これは「県」の業務となっていて、市町はまったくタッチしておらず、ほとんど何も知らされていません。

3. 具体的には何も知らない／知らされていない受け入れ市町村

スクリーニングのみならず、「避難時間がどれくらいになるのか」「場所の分りにくい避難先の公民館への誘導はどうするのか」「要援護者はどうするのか」など諸々のことを受け入れ市町の担当者に質問しても、「私達は場所の提供だけで、あとは避難元と県がやることなので」と言います。しかし、避難元に聞くと「具体的なことは受け入れ市町でやっていただく」と言います。責任のたらいまわしです。

「調整」するはずの佐賀県は、具体的なことは詰めないようにしているとしか思えません。なぜなら、詰めれば詰めるほど無理なことが自己暴露されてしまうからです。そこに、私達がこうやって、1つ1つ追及していく意味があります。

4. 受け入れどころか、自分達の市町の住民の避難が必要

福島原発事故では飯館村や首都圏だって汚染されたように、放射能は距離に関係なく被害をもたらしました。原発がある以上、「30キロ圏外」の地域であっても、「避難受け入れ」どころでなく、自分たちの住民の避難を想定しなければならぬのは当然のことです。

このことを問うと「うちの住民も避難しなければならないだろうな」と言いつつ、「国、県の計画では避難は30キロ圏内となっているから」「うちだけ足並みを乱して避難するということはできない」「屋内退避を呼びかけることしかできない」「県の方針をのりこえられない」などと言って、具体的には何も検討をしていませんでした。

情けないほどに、市民の命のことを優先して考えていない自治体に対して、私達の命を委ねることはできません！



4月30日、福岡県糸島市の避難先市町に質問・要請

●スクリーニング

現在、スクリーニングの基準は表面の汚染密度で120ベクレル/cm²とされています。これは、小児の甲状腺等価線量に換算すると300mSvに相当します。この基準では避難元の住民・子どもに被曝を強要するものです。

また、法定の「放射線管理区域から物を持ち出す基

準」は4ベクレル/cm²ですが、この30倍汚染された自家用車・バスが避難先の町に入り、携帯品が学校の体育館等に持ち込まれることになります。

避難先の自治体は受け入れにあたって、「汚染がないこと」を前提にしていますが、これでは汚染拡大を防止することはできません。

5. 病院・福祉施設、要援護者の避難

佐賀県内 30 キロ圏内の要援護者数は以下の通りです。

- ・病院・診療所の病床数 70 施設 約 3800 床
- ・社会福祉施設入所者 97 施設 約 3300 人
- ・在宅を含めた要援護者合計 約 15000 人

NHK が 3 月に行った 30 キロ圏内の医療機関 51 か所へのアンケートでは、避難計画が「完成」したのが、6%（3 か所）でした。どこへどう避難するのか、まったくといってほど手つかずなのです。

避難元、避難先の市町担当者にも聞きましたが、市町はまったくタッチしていないことが分かりました。現に地区ごとの避難先が記された「避難計画書」を見ても、固有名詞の挙がっている福祉施設の避難先が、固有名詞なしに「福祉施設」としか書かれていないのです。県も、市町も、この 15000 人ももの要援護者を見殺しにするのでしょうか。

私達が訪ねたある病院は、30 キロ圏外の同じ系列の病院を避難先として確保したそうですが、院長は「原発からの避難は戦争と同じだ。国も誰も助けてくれない。自分達で患者さんを守る責任がある」と、米軍関係者にまで救援を頼みにいったそうです。

5 キロ圏内には介護老人福祉施設が 2 つあります。そのうちの 1 つ、原発から 3 キロにある特別養護老人ホーム「玄海園」は入所者 96 人。8 割が自力では避難できないと言います。

2012 年 10 月、原子力避難訓練の時に見学に行きました。この時は一部の入所者の避難訓練が行われました。職員の方は「実際に事故が起きたら、とにかく逃げるしかありません。だけど、福祉車両は 1~2 台だけ、車椅子だと 2 人しか乗れない。寝たきりの方もいるし、私たちだけではとても無理。誰かここまで迎えに来てくればいいけど…」と言っていました。

翌 2013 年 11 月の避難訓練も立ち寄ってみました。すると、この時は「屋内退避訓練」。外気の遮断、物資の調達「訓練」を行っていました。「避難は無理、そこにとどまっている」ということですよ！そして、今、2 億 4 千万円の税金をつぎ込んで、放射性物質を遮断して空気を建物中に送るダクトを張り巡らす工事をしています。在宅の要援護者の各家々にも同様の対策を取らなくていいのでしょうか。

6. 避難時間シミュレーション

玄海原発の重大事故時、30 キロ圏内の人達が全員避難するのに、大渋滞などにより「最長 30 時間半」という佐賀県の試算が公表されました。これは、災害による道路の寸断、スクリーニングをどうするのか、避難準備に実際かかる時間、要援護者の避難などを想定しない、非現実的なものです。しかし、このシミュレーションでさえも「30 時間半」かかるといいますが、九電の重大事故シナリオでは、事故発生から約 20 分で炉心溶融開始、事故から約 90 分でメルトスルー。

とても間に合いません。

古川知事は「30 キロ圏内の自主避難の割合が大きいほど避難時間がかかった」という試算結果をもって「(避難指示までの待機など) 県の要請が県民にどれだけ届いているかがポイントになる」と、住民が県の指示通りに動くことを強要しています。待機中に被曝をしてしまう可能性を何も考えていないのでしょうか。



7. 離島からの避難

唐津市内も 7 つの離島に 2000 人弱が住んでいますが、しけの日は出航できないなど、離島の住民の避難も困難をきわめます。

島民約 3 万人を抱える長崎県吉岐市は、島の南半分が玄海原発から 30 キロ圏内に入ります。防災計画では、島南部の住民 16000 人は、圏外となる島北部へ避難することになっています。放射能は 30 キロ圏の円弧を超えないのでしょうか。あまりに馬鹿げた避難図です。

さすがに「30 キロ圏外にも避難指示が出た場合は福岡県へ航路で避難する」ということになったようです。しかし、それでもなお、先日公表されたシミュレーションでは、島外避難するには最長 5 日半かかるとなっています。

★市町村と具体的な対話を！

以上、避難受け入れ側から見えてきた問題点と、全体的な問題点を見てきました。

市町の担当者は、とても困惑していました。しかし、矛盾を感じていても、自ら、県に対してなかなかものを言えない現状がありました。国や県の意向に逆らうと、別のところで補助金打ち切りなど、予算や人事面での冷遇をおそれているのでしょうか。それと根強い「横並び意識」。しかし、率直に困難さを語ってくれる彼らを、私達住民の側に立たせて、しっかり住民のために仕事をしてもらわなければなりません。

私達は、話し合いの最後に担当者にこう伝えてきました。

「放射能は命の問題です。避難元住民の命を守らなければいけないし、避難先にだって汚染を拡大させてはなりません。今、原発再稼働の動きが急ですが、国・規制委員会は『規制に合っているかどうかを審査しているだけで、安全とは言っていない』と言い、規制庁は『絶対安全は永久に来ない』と佐賀県議会特別委員会で断言しました。佐賀県副知事も『福島のような事故はまた起きる』と避難訓練の場で明言しました。九

(10 ページへ続く)

玄海原発事故時の佐賀県避難計画

避難先ではぎゅうぎゅう詰め！計画は机上の空論 数字合わせに過ぎない！

避難元		避難先				
	人口(A)※注Ⅰ	市町名	市町人口(B) ※注Ⅱ	受入先人口 に対する比率	収容可能 人員	収容可能人員 に対する比率
唐津市	41,360	佐賀市	236,017	18%	43,970	94%
	9,940	鳥栖市	71,065	14%	10,274	97%
	17,079	小城市	46,178	40%	18,336	93%
	1,554	小城市(避難先未定)				
	8,105	みやき町	25,915	31%	8,180	99%
	3,498	上峰町	9,587	36%	3,517	99%
	10,399	神崎市	33,053	31%	10,808	96%
	7,635	吉野ヶ里町	16,219	47%	7,475	102%
	4,040	基山町	17,587	23%	4,469	90%
	6,481	多久市	21,172	31%	6,942	93%
	11,375	白石町	25,331	45%	12,176	93%
	4,856	江北町	9,715	50%	5,308	91%
	2,557	大町町	7,185	36%	2,908	88%
337	行き先未定(相知・巖木)					
計	129,216		519,024	25%	134,363	95%

避難元		避難先				
	人口(A)※注Ⅲ	市町名	市町人口(B)	受入先人口 に対する比率	収容可能 人員	収容可能人員 に対する比率
伊万里市	7,811	有田町	21,201	37%	8,050	97%
	19,804	武雄市	50,882	39%	21,197	93%
	7,644	太良町	9,838	78%	7,823	98%
	43	太良町(避難先未定)				
	7,188	鹿島市	31,299	23%	7,553	95%
	14,911	嬉野市	28,195	53%	15,829	94%
計	57,401		141,415	41%	60,452	95%

	避難元人口	避難先人口	率 %	小城市注Ⅳ	受入	小城市人口	率 %
唐津市から避難	129,216	519,024	25%	唐津から	18,633	46,178	54%
伊万里市から避難	57,401	141,415	41%	玄海から	6,300		
玄海町から小城市へ避難	6,300			合計	24,933	46,178	
唐津市の人口		(129,216)	-	長崎県(4市)と福岡県(糸島市)のUPZ(5-30*)人口 注Ⅴ			
伊万里市の人口		(57,401)	-		対象人口	高齢単身世帯数	介護老人福祉施設数
玄海町の人口 (伊万里市の誤差分)		(6,300) -15	-	松浦市	26,832	1,123	4
				平戸市	7,578	351	3
				壱岐市	11,406	490	3
				佐世保市	5,163	219	3
佐賀県内計	192,917	佐賀県総人口 853,341	23%	糸島市	15,210	270	3

注Ⅰ：唐津市の人口(A)は唐津市「原子力災害避難計画」(2013年4月1日現在)による。

注Ⅱ：避難先の各市町の人口(B)は2013年3月31日住民基本台帳による。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000267006.xls

注Ⅲ：伊万里市の人口(C)は「伊万里市原子力災害避難訓練計画」(2012年4月30日現在)による。

<http://www.city.imari.saga.jp/secure/4191/123.pdf>

注Ⅳ：小城市は唐津市(一部)と玄海町(具体的避難明細が入手出来ず)の合計のため54%となる。

注Ⅴ：この表は上岡直見著「原発避難計画の検証」JP154より

作成：玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

電は『重大事故では20分でメルトダウン』と想定しています。事故は起きるって、原発を推進している人達が言っているんですよ！

防災の基本は最悪を想定することでしょう。避難計画がいざ役立つか疑問ですが、それでも、命を守ることが一番の仕事である行政としては、最悪を想定した計画をつくらなければならない。最前線で住民と接するあなた達が徹底して取り組んで、具体的な困難な点を、県や国に伝えてほしいんです！そして、住民を被曝から守れないなら、やっぱり原発をやめてほしいという声をあげてほしい！」

中には、ふてくされたような担当者もいましたが、こちらの話にじっくり耳を傾けて「今日は大事なことに気づかせていただき本当にありがとうございました」と言ってくれる担当者もいました。私達は、原発は命の問題だということを、自治体職員一人ひとりとも座談会のつもりで話していきたいと思っています。

★バカバカしい避難計画を、大真面目にとりあげよう！

30キロ圏外が避難受入れ先となったことで、「3.11」「福島」と言っても、遠い世界にいた自治体が「避難受入」で公的に対処を迫られることになりました。

原発に近い地域ほど、原発に異論を唱えることは難しかったと思いますが、より遠いところにある地域も、行政として否応なく放射能の問題と向き合わざるを得なくなったのです。

しかし、私達が騒がなければ「数合わせ」でシャンシャンと「避難計画は完成した」となってしまうかもしれません。具体的な“バカバカしさ”“無内容”さを、公的な機関としての市町村自身から文書にして明らかにさせ、県や国に対してものを言わせることが必要です。

原発の技術的な安全性の問題では、御用学者の見解に流されやすい面があるかと思いますが、避難問題はリアルに、より身近な問題として考えやすい問題でもあります。どんなに小さい町からでも、命に関わる1つの重大な問題として騒ぎにできるし、1つで騒ぎになればそれを他に波及させることもできます。マスコミも市民のこうした動きを注目してくれていると感じます。

何が何でも原発推進の安倍政権に対して、私達脱原発派は劣勢に立たされていますが、具体的な問題点を追及していくことで、私達の声を再度多数派にして、大きな力にしていくことができるのではないかと思います。

なんとしても再稼働を止めましょう。私達の知恵と行動が問われています！

●「スクリーニング検査は代表者だけでよい」(規制庁)なんて、ありえない！ 4.30 規制庁交渉

4月30日、フクロウの会、美浜の会などの呼びかけで、川内原発火山問題、福島原発の汚染水問題、避難計画問題に関する規制庁交渉が持たれました。

2014年1月21日付「原子力災害時の避難に係わる住民等の汚染検査・除染について(骨子)」(内閣府大臣官房原子力災害対策担当室)によると <http://www.pref.shiga.lg.jp/hodo/e-shinbun/as00/files/siryouteikyoku.pdf>

1. 実施方法は、自家用車やバスなどの車両を利用して避難した住民の汚染検査は、まず車両の汚染検査を行い、当該車両汚染があった場合には、乗員の代表者の汚染検査を行う。
 2. 車両に汚染が検出されない場合は、その車両の乗員も同様とみなす。
 3. 車両に汚染が検出された場合、その車両の乗員の代表者に汚染が検出されない場合はその車両の乗員全員も同様とみなす。
 4. 住民の汚染が検出されない場合、その住民の携行品も同様とみなす。
- などのような内容(一部)になっています。

●交渉の場で、「代表はどのようにして選ぶのか？」との質問に対して

規制庁は、4月の道府県連絡会で自治体側からの意見があり、「地域の実情に合わせて行うことをさまたげない」という文言が入ったとのことで、事実上、責

任は自治体に押しつけられた形になっています。代表は自治体で決めるということです。国は責任をとらないやり方をしています。

●「もし、代表が被曝していたら？」という質問に対しては

規制庁「重大事故が発生したら、基本的にUPZの住民は屋内退避となっているため、被曝はしていません」市民「農作業したりして全ての住民が即屋内退避は不可能ではないか？その時はどうする？」との質問に 規制庁(4~5秒うつむいたままで)「基本的にUPZの住民は屋内退避…」を繰り返すのみ。

あまりにもバカバカしい話に、参加者の怒りも頂点に達していました。

(石丸初美)



4月30日、規制庁交渉の集會にて、右より、福岡市議の荒木龍昇さん、伊万里市議の盛泰子さん、石丸代表。

<https://www.youtube.com/watch?v=QxmqXQiw6K0>

再稼働阻止へ！我々は未来を選ぶ責任の時代に生きている！

法廷外の活動報告

永野 浩二

あれから3年の「3.11」をはさみ、いろんなことがありました。

犠牲者に祈りを。

権力者たちに怒りを。

仲間とともに誓いを！

命とふるさとを奪う原発はいらない！

●『一番の問題は心が汚染されたことだ！』 “忘れないで3.11 佐賀 2014~『飯館村』上映会”

佐賀では様々な団体・個人が一緒になって、福島の実情を直視し、脱原発を誓い合う集まりを持つと、佐賀県出身の土井敏邦監督『飯館村』上映会を行いました。

国からだまされ、故郷を奪われた飯館村の人々の悔しさや不安、想いに、200人の参加者はじっくりと耳を傾けました。

酪農家は吐き捨てるように言いました。

「一番の問題は、心が汚染されたことだ。俺達は国にバカにされたんだ！」

私達ができることは、もっともっと被害者に寄り添って、耳を傾けていくこと。

そして、命を蔑ろにする権力者たちに、福島の叫びを、福島の方に代わって、私達からつぎつけること。

遠回りでも1人ずつから地道に伝えていくしかありません。『飯館村』の上映会をぜひあなたの町でも開いてみてください。

上映後は、原発事故直後に東京から福岡に避難された清水亜矢さんのお話し。亜矢さんは玄海全基停止裁判の第3回目の公判にて意見陳述をしていただいた仲間です。

臨月を迎えていた亜矢さんに突然襲う地震と原発事故。避難にいたる苦悩と葛藤をつぶさに語っていただきました。

「豊かな命を、息子たちにつないでいきたい。そのために、原発はやっぱりなくさなければいけない。そう思って、今、できる限りのことをしていきます」。



お話しくださった清水亜矢さん

この日、もうすぐ3歳となる長男と、まだ0歳の赤ちゃん、それにご主人と一緒に佐賀まで駆けつけてくれました。

●県民の声を真摯に受け止めよ！ 3.11、佐賀県知事へ要請

東京電力福島第一原発事故はいまだに収束せず、放射能をばらまき続け、子ども達の甲状腺がんは増え続

ける…

「原子力緊急事態宣言」が今なお発令中の今年の3.11、佐賀県庁正門前には、脱原発を願う市民30人が集まりました。

14時46分、一同黙祷。

被災した福島や東日本のみなさんの悲しみや悔しさに少しでも寄り添えるようにと願いつつ。また、全国、全世界の同じ想いの仲間とのつながりを感じつつ。

そして、県庁1階ロビーへ移動して、玄海原発裁判の会他、5団体が古川康・佐賀県知事あてに玄海原発再稼働を認めないよう求めて、それぞれ要請書提出しました。

日頃、それぞれのスタンスの活動をしてはいますが、想いは1つということで、同じ場で歩調をあわせての行動となりました。

裁判の会からは「大事故を前提とした再稼働を国任せにしていいはずがない！福島から何も学ばない避難計画など『被曝計画』！古川知事も、国や東京電力と同じように、県民を見捨てるつもりか？」と指摘したうえで、玄海再稼働を認めないこと、県民の声を真摯に受け止め直接対話の場を設けることなどを要請しました。

今回の要請の場の設定にあたり、佐賀県はいつものように玄関先（1階ロビー）で座る場所も用意せず、さらに「要請書を提出に来るのは10人以下にしろ。なんなら、各団体バラバラに来たらいい」などと、威圧的な態度をとっていましたが、そんな不当な要求ははねのけ、県民の声をみんなで届けにきました。

今日初めてこういう県の対応を目の当たりにされる市民もいて、みなさん当然ながら頭にきました。

「立ちっぱなしでなく、県民との座っての話し合いに応じてくれ」（県民）

「そういう約束はしていない。受け取るだけという約束だ」（県職員）

という、いつものやりとりに。話し合いの場を、部屋をとって、用意すればすむ話です。「原発反対」の団体、県民にだけこのような態度を取り続けています。

せめて「3.11」の日ぐらい、「被災者・被災地への思い」ぐらいは県職員とも共有できるような雰囲気で、



3月11日 佐賀県知事へ要請
いつものように玄関先で！

厳かに要請書を提出し、言葉を交わしたかったのですが、そうもならず、本当に腹立たしいというか、情けない話です。(要請書は後記)

●ドイツ・シェーナウから動画メッセージ

福島原発事故被害者であり、福島から佐賀県鳥栖市に、奥さんと生まれたばかりの女の子と一緒に避難されてきた木村雄一さん。全国を飛びまわって、避難者の思いを必死に訴えてきてくれました。今、長崎の高島というかつて炭鉱があった島に、同じく福島から避難された氏家剛さんらと移住され、再スタートを切られています。

それと、子ども達のため命のために、玄海原発止めようと必死に動き回る石丸初美・裁判の会代表。

この2人の動画メッセージを、鳥栖の牧瀬あきこさんが、ドイツのシェーナウという町に届けてくれました。

シェーナウは、チェルノブイリ原発事故を受けて、子どもをもつ親達を中心になって、大手電力会社との長きにわたる闘いを経て、再生可能エネルギー会社シェーナウ電力をつくった町。その代表のスラーデクさんが「3.11」にあたり、日本の私達へ勇気の出るメッ

ドイツのシェーナウからの動画メッセージ



セージを届けてくれました!

ぜひご覧ください→

<http://saga-genkai.jimdo.com/2014/03/12/> 裁判の会とドイツ-シェーナウのビデオメッセージ /

●回答拒否と、“他人事”回答を許さない! 九州電力本店交渉

3月5日、裁判の会は九州電力本店と「100パーセント安全でなければ再稼働はありえない」と要請・交渉の場を持ちました。(要請書、後記)

・昨年10月17日の前回交渉では1か月以内の回答を求めたにもかかわらず、途中催促したものの、139日も経っての交渉の場となったことについて、九電はまず陳謝。

・原子力市民委員会の10の提言に対する反論なり見解を求めていたが、九電は回答拒否。課長が「個人的見解」を若干述べるにとどまった。

・基準地震動二重基準問題、「武村式をなぜ使わないのか」については「裁判で係争中」を理由に回答拒否。この問題は国相手の行政訴訟で指摘しており、被告九電の全基差止裁判ではまだ取り上げていないから、理由になっていないが、「回答できない」の一点張り。

・「避難訓練」を住民に強いていることの責任を問うと、九電は「住民への避難指示は国、自治体からすることになっているので、細かい点は把握していない。どういう問題があるかといわれても…。できるだけ支援協力はしていく」。私達はすかさず「そもそも原因企業なのに、『支援』ということ自体がおかしい」とグサリ。「規制庁からは何も要求されていないのか」と質問すると、「福島事故をふまえて、情報発信は国が一元的にやる、事業所は正確な情報をあげるだけ」と、

いつもありがとうございます!

紹介 MOX 裁判補佐人 小山英之さん

前号の弁護団紹介に続き、今回は、私達の裁判の補佐人である小山英之さん(美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会・代表)に自己紹介文を寄せていただきました。



2008年、関西規模で六ヶ所再処理問題に取り組んだとき、学習討論会に見なれぬ夫婦が出席して、佐賀から様子を窺いにきたという。その石丸夫妻との出会いが縁で翌年2月、佐賀市にMOX輸送問題を話しに出かけたのが、今

に続く佐賀との腐れ縁(いや失礼、良縁)の始まり。その年は県交渉などで12回も佐賀に出向き、あげくはその流れで、裁判にも取り組むことになり、弁護団の正式な補佐人を勤めている。

1999年に高浜4号のMOXデータ不正を暴いて以来、翌年は福島第一3号のMOX裁判で会議の度に海渡事務所に通って福島地裁の証言台にも立ち、次の

年は新潟の刈羽村住民投票の支援に、2009年には石巻市で北大の奈良林教授と壇上で相対するなどしてきた。これらを集約し、福島原発事故を踏まえて、玄海3号MOX裁判の終盤に臨みたい。

専門は元は素粒子論で、素粒子論グループの同学年に益川敏英氏がいたが、彼とは冗談話をした記憶がなく、私と同じく南部モデルに関心があったことを後で知った。場違いの分野に就職し、最後はニューロンの解析など行ったおかげで、確率論はよく勉強した。

1940年に南但馬の竹田町で生まれ、幼児の頃から畑仕事や約30羽の鶏の世話など祖母の仕事相手で、「畑の草とりは小口から(端から順に)」が今も耳に残っている。ただのド田舎だったが、最近、竹田城(虎伏城)跡が“天空の城”として脚光をあびている。

まるで他人事。自治体の避難計画についても関与すべきだと要求。

・「過酷事故の想定では20分でメルトダウンと申請書にも書かれているが、その間に住民を避難させられるのか」と質問すると、九電は「メルトダウンの想定はしていない。深層防護の観点からそういうケースの場合をいっているだけ」と詭弁。「事故が起きる想定しているくせに、想定していないとはどういうことか。3.11前の安全神話の世界に今もいるのか」と追及。「炉心溶融が始まったら、放射能がどう拡散するのか。住民はそこを知りたい。検討しているのか。具体的に示せ」と宿題に。

・免震重要棟の代替施設としての緊急時対策所は「規制委員会の要求があったからつくった」とこれまで受け身の話だったので、こちらから「柏崎刈羽原発の教訓から福島でも免震重要棟を建てていたことが役に立ったのに、全然教訓にしていないじゃないか。そもそも、福島では今でも労働者が被ばく覚悟で働いている。想像もつかないぐらいたくさんの人達が次から次に働いている。対策所は人員が90名というが、それで足りるのか。対策所、重要棟、それぞれ何人入るのか」と追及。九電は「今はわからない」と宿題に。

・「フィルターベント5年猶予」問題について、「そもそもベントはそもそも放射能を外に出すという話だが、住民にどう説明するのか。どんな設備をつけるのか」と質問すると、九電は「まだ描けていない」と逃げる。回答拒否、もしくは他人事のような回答ばかりでした。佐賀県と違って、形だけは「話し合い」の体裁になっ

3月1日以降の活動経過

■ 3月

- 1 裁判ニュース12号発行
- 4 政府交渉
- 5 九電交渉
- 8 さようなら原発佐賀集会(唐津)にてアピール
- 9 忘れないで3.11 佐賀「飯館村」上映会
- 11 佐賀県知事要請行動
- 13 第3回 MOX 弁論準備手続き
川内原発「優先審査」決定抗議街頭宣伝
- 16 NONUKES 鹿児島集会にてアピール
高木仁三郎市民基金プレゼンテーション
福岡・国際女性デー集会
- 28 北九州・2 プル座談会

■ 4月

- 5 避難計画問題・水俣交流会に参加
- 6 川内原発視察
- 14 佐賀市に避難計画質問要請
以後、佐賀県内全20市町に質問・要請
福岡県内16市町に質問・要請
- 18 行政訴訟第2回口頭弁論、全基差止第8回公判
2・3号機仮処分第12回審尋、MOX第4回弁論準備
- 30 政府交渉

ていますが、内容はまったく市民を見下しています。こんないい加減な対応しかししない民間企業に、私達の命を預けることはできません！

みなさんも、ぜひ交渉の場に参加し、九電の対応を目の当たりにしてください。その場での怒りを、次の行動へのエネルギーにしてください。百聞は一見に如かずです！

小山さんとの出会い

石丸初美

小山さんは、私たちの4つの裁判特別補佐人として、また政府交渉など地元ではできない運動を大きく支えていただいています。

私は、2006年プルサーマルの勉強会から運動に参加しました。理論的な問題も避けられない大変な運動で、本を読んでも理解不能の私は、ネットで原発勉強会情報を探しました。その時大阪で「参加自由、大歓迎」が目にとり、日帰り可能だから行ってみようかと夫と旅行気分だと思いついたのが小山さんとの最初のご縁です。

講演会のようなものを勝手に想像していた私たちはドアを開けたとたん、「場違いなところに来てしまった～」と一瞬引き返そうかと戸惑ったのを今でも覚えています。「どうぞ、どうぞ」と歓迎していただきました。美浜の会事務局長の島田清子さんやグリーン・アクションのアイリーンさんも一緒でした。会議室で和やかな雰囲気勉強会でした。テーマは「六ヶ所再処理工場のガラス固化体問題」でした。私はその時「玄海3号機のプルサーマルを止めるために、助けてください」と連帯のお願いをしてきました。

2010年からといわれてきたプルサーマルは、「09

年暮れには玄海3号機で日本初プルサーマル開始か？」と急浮上。そんな時小山さんからメールが届き、「押しかけになったら申し訳ありません。勉強会をするならいつでも協力します」と優しくありがたいお声かけがあり、感激しました。2009年は、MOX搬入から運転開始まで大変な年で、月に一度の割合で佐賀まで通っていただきました。運動から裁判に至り、4つの原発訴訟を担って頂いている4人の弁護団も小山さんのつながりで、感謝しかありません。夫は自称「佐賀の小山さん健康管理担当者」としてはいますが、ファンでもあります。皮肉にも原発が縁でつながった人の縁が、今私たちの心の支えになっています。



4月5日 アイリーンさんゆかりの水俣にて、石丸代表と。島田さん(上) アイリーンさん(右)

「高木仁三郎市民科学基金」助成をいただけることになりました!

2014年度、「高木仁三郎市民科学基金」に初めて応募し、公開プレゼンテーションに参加、「玄海原発事故時における自治体の避難計画の実効性の検証」をテーマとする本会の調査研究活動に対して助成をいただくことになりました。

高木基金は、2000年10月に62歳でこの世を去った市民科学者、高木仁三郎氏の遺志によって設立。「私

たちの安全、人権、環境、社会、平和を脅かす諸問題に対して、科学者としての専門性を持ちながら、市民の視点にたって解明、解決をめざす営み」を「市民科学」とし、市民科学をめざし実践活動している個人やグループに資金面での奨励・育成されています。高木さんの目指した市民科学の視点で実践活動に従事していきたいと思います。

要請書・抗議文など

「100%安全の無い玄海原発の再稼働はありえない」に関する質問状

2014年3月5日

九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生 道明様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
代表 石丸初美
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
共同世話人 野中宏樹

東京電力福島第一原発は、まもなくあの爆発事故から3年が経過しますが、今も尚、原因究明・責任追及もなされないまま事故収束どころか、放射能汚染水漏れの事故は抜本的解決策がないまま、不可解な作業ミスなどタンクからの大量漏えいが後を絶たず、護岸の地下水の放射能濃度も上昇し海を汚し続けて、拡大の様相さえ示しています。福島原発事故の汚染水の実態が把握できていないのに、玄海原発が重大事故を起こした場合の汚染水対策がどうして立てられますか？

「福島事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために設置された」と理念をうたう原子力規制委員会が、貴社の玄海原発に対する新規制基準適合性に係る審査会合をしていますが、このような深刻な緊急事態の問題解決なくして、国民の声を無視して合格など出せるはずがありません。また、「世界最高水準の安全な原発にする」と豪語する瓜生社長の発言からして、原発過酷事故の影響を受けるかも知れない住民の声を無視することは決してできないはずです。

前回2013年10月17日に貴社との交渉の場を持ち、未回答分および検討課題が残った為に、私たちは、直ちに40日以内の回答要請をしてきましたが、それでも待たされ続け今日まで139日が経過してしまいました。私たちは以下の質問の通り、「100%安全の無い玄海原発の再稼働はありえない」と考えています。

1. 福島第一原発の事故調査検証は、全く終わっていません。私たちは、それが終わったかのような貴社の玄海原発再稼働申請の中で、あたかも事故原因には地震は関係なく津波のみであったかのような態度を取り続け、審査を受けていることに納得していません。津波と地震について質問します。

1)、2) 略

3) 国の対応でも問題になっているのは、電力各社の申請で基準地震動と基準津波の評価が二重基準になっていることです。ここでは、津波の波源評価では土木学会「武村式」を使用しながら、地震の評価では「入倉式」を使用して使い分けていますが、地震においても日本の地震データを基準として評価する「武村式」を使用すれば、なんと4.7倍まで跳ね上がるのです。瓜生社長の言う「世界最高水準の安全な原発を再稼働」、さらに、根本から耐震計算をやり直す必要があると思いませんか？評価基準の使い分け、これはなぜそうしているのか？お答えください。

2. 貴社は、玄海原発再稼働申請に際し、30km圏内の県内外自治体に対し、その要望に応じ事前説明会を開くことも、市民に対してはその内容を示し意見を聞く公聴会を開催することもしませんでした。原発事故、住民の防災・避難安全について質問します。

1) 原発事故が起きてしまったら、地域住民に莫大な犠牲を強いることとなりますが、その責任は第一に事業者にあることは原賠法と政府の定めるとおりです。莫大な費用を要する避難訓練を自治体や住民に強いているのも原発事故を起こしてしまった事業者責任と言えますが、それらの責任をどう感じていますか？原発避難訓練を協力支援すると貴社は述べていますが、どのような協力をしていくつもりか、費用面の支援なども含めて説明してください。

2) 3) 略

4) 30km圏内からの避難は、整然避難を前提として、20時間から最長39時間かかるデータがありません。九電は、避難訓練などにも県や自治体に協力・支



3月5日 九電を鋭く追及する荒川副代表

援を約束すると表明しました。そこで、原発を維持管理している立場として、福島級の重大事故が発生した場合、この時間内に安全に避難が完了できると思えますか？メルトダウンが始まったと確認し、爆発、格納容器の破壊による放射能大量放出に至ってしまうまで、緊急時避難にどんな支援をするつもりなのか説明ください。

3. わたしたちは、「二度と悲惨な原発事故を起こさないために、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という理念と活動原則を持った原子力規制委員会によって、九電など原発事業者が独善的な再稼働の道を進まぬように安全審査会合が開かれていると思っています。世界最高水準の安全性を目指す玄海原発に対する「新規制基準適合性に係る審査」に関する質問に答えてください。(略)

4. その他、前回の持越し質問回答ならびに、継続的な以下の質問にも回答ください。

- 1) 溜まり続ける使用済み核燃料
- 2) 玄海で一番老朽化の進んだ1号機の脆性遷移温度98度の件
- 3) 原子力損害の賠償について
- 4) 定期点検など作業で使用した機械・材料・道具・衣服など消耗品の処理の方法

2014年3月11日

3.11要請書 大事故を前提とした再稼働を国任せにして いいはずがありません! 玄海原発再稼働を容認しないでください

佐賀県知事 古川 康 様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
代表 石丸初美
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
共同世話人 野中宏樹

東京電力福島第一原発事故から今日で丸3年が経ちました。

今日も日本中で多くの人達が、原発事故によって仮設住宅生活や避難生活を余儀なくされています。そして、福島原発の現場では被曝の脅威にさらされて一刻の猶予もならない状況の中、国民の命を守るため収束作業に従事している人達がいることも決して忘れてはなりません。さらに、福島第一原発では、最近も約100トンの汚染水が漏えいし深刻さを増していますが、誰も責任を取ろうとしていません。

昨年11月18日、佐賀県議会原子力安全対策等特別委員会では、原子力規制庁の課長補佐が「新基準に適合しているかを判断する。安全ですという、安全神話になるのでそう言わない。リスクが常にゼロにならないというのを基本にしている。絶対安全な状態になるというのは永久にこない中で、どこまでリスクを減らすことを目指すか」と発言しました。政府も原子力規制委員会も、大事故が起こることを前提に審査しながら、再稼働と防災計画は別のものとして、無責任を決め込んでいます。

古川佐賀県知事においては、玄海原発再稼働について「規制委員会に必要な仕事をしっかりやってほしい」と繰り返すのみ、事故前提の再稼働を国任せにしていいはずがありません。県民の命を第一に守ることが県知事の責任ではないのですか？

ここにきて政府と規制委員会は、夏前の再稼働に向

けて準備を加速させています。規制委員会は3月上旬に審査中の原発から1～2基を絞り込み「優先審査」を行うと発表。政府は、あろうことか原発を「重要なベースロード電源」と位置づけるエネルギー基本計画を閣議決定しようとしています。

他方で、原発事故時の避難計画では住民の安全を守ることができないことが、自治体への申し入れ等々で具体的に明らかになっています。事故はいつ起きるかわからないというのに、あらゆる状況の想定は全くされていません。私達は、原発は命や自然が放射能汚染のリスクと常に背中合わせだということを福島の事故から学びました。県民はけっして納得していません。飯館村をはじめ、原発から30km圏外の人達は原発事故との因果関係は難しいとの理由で見放されました。SPEEDIの隠蔽で誤った避難誘導を受けたあげく無用な被曝を強いられた住民の怒りはいかにばかりでしょうか。家も家畜も故郷も捨てざるを得なかった飯館村の人は、3年経って、除染も一向に進まないままに国が帰還政策を進める中、「自分の家に帰れと言われてなくても、帰るか帰らないかは自分で決める。余計なおせっかいだ」と、国のいい加減さに「俺たちは国にバカにされたんだ。国は見捨てたんだ」と怒りをあらわにしています。

福島から何も学ばない避難計画など「被曝計画」です。古川知事も、国や東京電力と同じように、県民を見捨てるつもりですか？

今日3.11という日に改めて、県民の命と財産を守るべき立場にある古川知事に以下、要請いたします。

- ① 県民の命と暮らしを守るために、玄海原発の再稼働を認めないこと
- ② 原発事故の恐ろしさを福島原発事故から学び、また未来の人に決して申し開きの出来ない核のゴミを遺してしまったことを認め、これ以上の核のゴミを増さないため、ただちに原発ゼロへと舵を切るべきです。原発に依存しない政策を原発立地自治体の首長として国に対し強く要請すること
- ③ 原発は命にかかわることだからと心配し、声をあげている県民の声に真摯に耳を傾け、直接対話の場を設けること

お知らせ

玄海原発避難計画で、私達の命は守られますか？ 上岡直見講演会

事故発生からメルトダウンまでは、最短のシナリオで約20分と九州電力は試算しています。

交通専門家の上岡直見さんの試算では、玄海原発30km圏内の住民がマイカーやバスで避難するのに20～39時間かかると言います。

私達は放射能から逃れることはできるのでしょうか？
具体的な避難計画はほとんど何も決まっていらないのに、
原発再稼働を許してしまっているのでしょうか？

私達の命、子ども達の未来にかかわってくる重大な問題です。

上岡さんの具体的なシミュレーションとともに、市民も行政も一緒に考えてみませんか。

■日時：5月31日(土) 13:30～16:00

■場所：佐賀市文化会館3階大会議室
(佐賀市日の出一丁目21-10)

■講師：上岡直見／環境政策研究所代表

■資料代：500円

■問合せ先：090-3949-2103 (永野)

※上岡直見講演会、伊万里、福岡でも開催されます！

■伊万里6月1日(日) 13:30～16:00

黒川公民館 資料代500円

主催：講演会実行委員会 連絡先：080-8588-5061 (森)

■福岡6月2日(月) 18:30～20:30

ふくふくプラザ6階601研修室 参加費500円

主催：講演会実行委員会 連絡先：092-843-0173 (花田)

公判のお知らせ

公判の予定が先々まで決まりました。玄海プルサーマルMOX裁判は年内に結審の予定です。行政訴訟も始まりました。ぜひ傍聴をお願いします。

5月30日(金)

13時～ 佐賀地裁前集合 アピール行動

13時30分～第9回玄海全基運転停止公判

13時45分～第13回2・3号機仮処分審尋(非公開)

14時～ MOX弁論準備(非公開)

16時～ 活動報告会(赤松公民館)

7月18日(金)

10～16時 MOX証人調べ

9月19日(金)

14時～ MOX最終準備書面陳述、結審(年内判決へ)

15時30分～行政訴訟第3回公判

※場所はいずれも佐賀地方裁判所です。

※時間は予定です。

※傍聴を希望される方、事前にご連絡ください。

裁判のヤマ場です！
ぜひぜひ傍聴を！

【編集後記】 ■GWはニュース執筆＆編集で屋内にこもりがち。気分転換に事務所まで、佐賀のまちなかを歩く。楠木は緑をいっぱい広げて、広場は芝生の匂いであふれていて、若いパパと男の子達はボール遊び。ゆるやかに流れている水路ではアオサキが羽休め。そういえば2年前の5月5日は日本中の原発がいったん、すべて止まった日。“Golden Week”は憲法を守る、みどりを守る、子どもを守る、素晴らしき“Green Week”！守っていかなくちゃ。(永野浩二)

命とふるさとを奪う原発はいらない 我々は未来を選ぶ責任の時代に生きている！ 提訴4周年活動報告会

■日時：5月30日(金) 16:00～18:30

■場所：赤松公民館 集会室(佐賀市中の館町4-10)

2010年8月9日、玄海原発3号機で始められてしまったプルサーマルを止めようと、私達は九州電力を被告としてMOX燃料の危険性を訴える裁判をおこしました。

第2回公判の2011年3月11日、福島原発事故発生。原発の凶暴さが現実となってしまったことを受けて、九電を相手に「玄海2・3号機再稼働差止仮処分裁判」「玄海全基運転差止裁判」もおこし、昨年11月13日には原発政策の本丸である国を訴える行政訴訟も提訴しました。

法廷では玄海原発の具体的危険性を科学的に追及するとともに、法廷外では九電・国・県との交渉や市町への要請、玄海町戸別訪問、座談会などの活動を続けてきました。

このたび、初提訴から4年を迎えるにあたり、活動報告会を開催いたします。再稼働阻止のために、ともに学びあいましょう！

■内容

「裁判の現状と今後の展望」 弁護士

冠木克彦弁護士、武村二三夫弁護士、
大橋さゆり弁護士、谷次郎弁護士

「MOX裁判の争点の解説と議論」

小山英之・美浜の会代表(裁判補佐人)

活動報告スライドショー

座談会しませんか？

1人からでも、グループでも、膝つきあわせて語りあいましょう！どこへでも行きますので、事務局までご連絡ください。

あなたのチカラが必要です！

★ボランティア募集！

★カラー機関紙『そいぎ』、『裁判ニュース』
1部100円です。広めてください！

最新情報を下にアップしています。ご覧ください。
ホームページ <http://saga-genkai.jimdo.com/>
フェイスブック <http://www.facebook.com/genkai.genpatsu>

会員募集中！

■原告会員は年会費1万円。支える会会員は5,000円。
サポート会員は一口1,000円より。

■振込先：郵便振替口座01790-3-136810

玄海原発プルサーマル裁判を支える会

会員数

(2014.4.1現在)

原告(被告・九電=MOX、仮処分、全基) 399名
原告(被告・国=行政訴訟) 384名
支える会・サポート会員 807名

■先日、両国国技館でストリートダンスの大会が開催された。私も長男の応援のためエイヤッと上京。当日の会場は、まさにエネルギーに満ち溢れた若者で埋め尽くされた。各々が感じとった音楽を、頭からつま先までフルに操り表現する。渾身のパフォーマンスを観客も受け止める。そこにはタネも仕掛けもなく、あるのは身ひとつ、理屈抜き。人間ってすごい。底知れない。まだまだ捨てたもんじゃない！(大江登美子)